

基金型確定給付企業年金制度

## 年金受給権者のしおり

大日本印刷企業年金基金

(2019年11月改定)

## <目 次>

はじめに	1 ページ
1. 年金証書について	2 ページ
2. 年金の支払われ方	3 ページ
3. 給付金の税務	4 ページ
4. 年金受給中に必要な手続き	5 ページ
(1) 確定申告を行うとき	
(2) 年金証書を紛失・破損されたとき	
(3) 住所・受取方法を変更するとき	
(4) 現況届の提出について	
5. 受給権者が亡くなられたとき	7 ページ
6. 年金の受給に代えて一時払を希望される時	7 ページ
■ 各種手続き用書類	巻 末

## はじめに

この度、大日本印刷企業年金基金（確定給付企業年金制度）の規約に基づいて、「年金証書」および「給付金裁定通知書」をお届けいたします。

この「年金受給権者のしおり」は、今後の年金のお受取りに関する手引書になりますので、よくお読みいただき、今後の手続き、届出等をお忘れにならないようご注意ください。

また、この「年金受給権者のしおり」の内容や手続き等についてご不明な点がございましたら、当基金事務局にお問い合わせください。

なお、法改正等により当しおりの内容が変更される場合がありますことをお含みおきください。

### ●確定給付企業年金制度とは、

老後の生活を実りあるものとするために、勤務されていた会社（事業所）が所属している企業年金基金（以下「基金」）が、厚生労働大臣の認可を得た確定給付企業年金規約（以下「規約」）に基づいて運営する企業年金制度です。

### 【照会先】

当冊子・年金制度等のご照会につきましては、当基金事務局までお問い合わせください。

〒162-8001

東京都新宿区市谷加賀町 1-1-1

大日本印刷企業年金基金

事務局 TEL 03-6735-0980

FAX 03-3266-4695

### 【基金事務代行会社】

基金の事務の一部は、下記の専門機関に委託しています。

- ・第一生命保険株式会社

東京都千代田区有楽町 1-13-1

- ・企業年金ビジネスサービス株式会社

大阪府大阪府中央区今橋 3-1-7

## 1. 年金証書について

年金証書の表面には、当基金が裁定（規約に基づいて、当基金が給付金の支払いについて決定すること）した内容が記載されており、裏面には、年金受給に関する注意事項が記載されていますので、大切に保管ください。

なお、年金を受取る権利は、第三者に譲渡したり担保に供したりすることはできません。

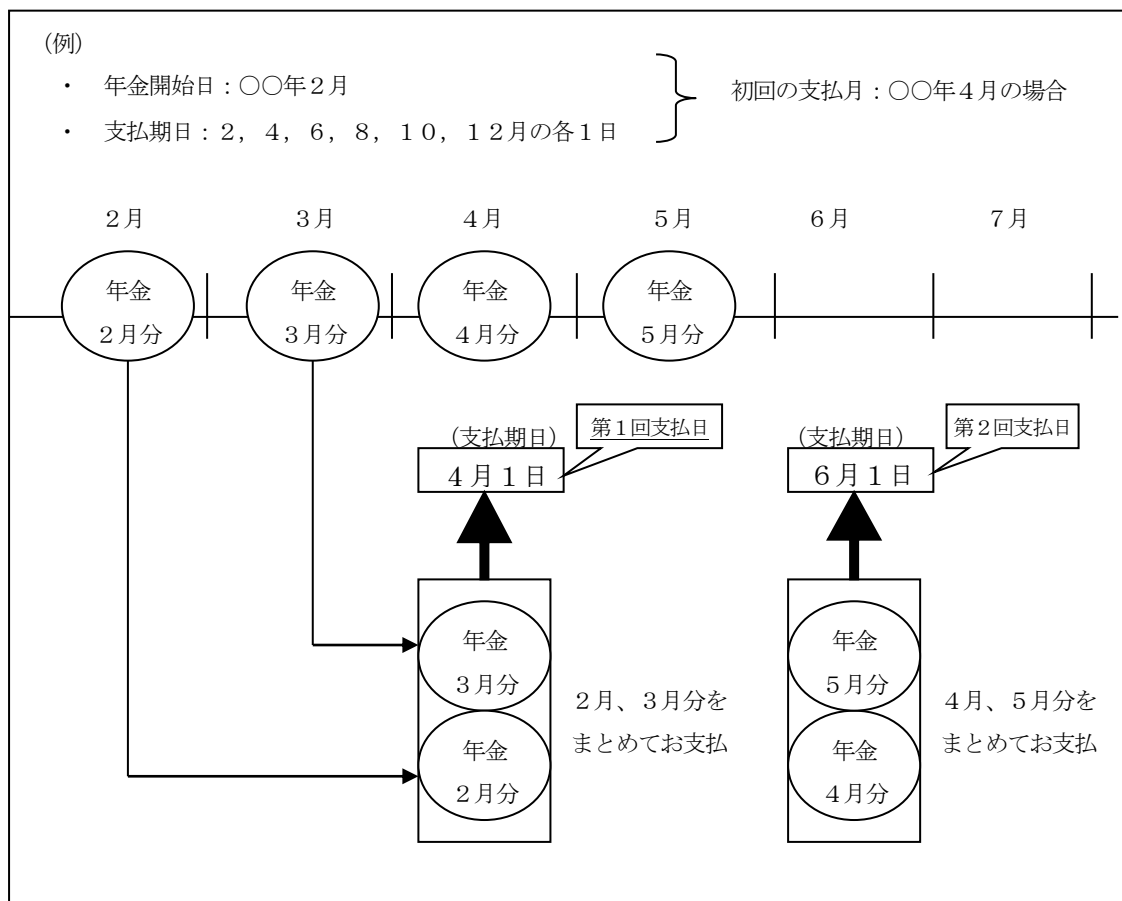
## 2. 年金の支払われ方

支払期日に支払われる年金の明細として、「お支払通知書」が当基金の支払委託会社である企業年金ビジネスサービス㈱から支払期日の前日迄に送付されます。当該支払期日に支払われる年金と「お支払通知書」の内容に相違がないかご確認ください。

年金は、支払期日に、支払期日の前月分までの2ヵ月分をまとめてお支払いします。

（\*厚生年金基金から移行した受給者の方は、従来どおりの支払方法（年6・3・2・1回）となります。）

下記のケースでは、2月～3月分を4月1日にお支払いしています。



★年金の受取方法

受取方法	お受取りまでの日数等
金融機関への振込	年金証書に記載されている「支払期日」に指定口座に振込まれます。支払期日が、土曜日、日曜日または祝祭日の場合は、年金の支払いは翌営業日となります。

### 3. 給付金の税務

給付金の種類により、次表のとおり税法上の取扱いが異なります。詳しくは最寄りの税務署へご照会ください。

なお、源泉徴収される所得税につきましては、復興特別所得税が併せて課税されます。

★給付金の種類と税務取扱い（2019年10月1日現在）

給付形態	税の種類	源泉徴収税額	解 説
老齢給付金 (年金)	雑所得 (公的年金等)	{課税対象支払額－(課税対象支払額×25%)}×10% ＝課税対象支払額×7.5%を毎回の支払時に源泉徴収します。	・確定給付企業年金制度においては、「公的年金等の受給権者の扶養親族等申告書」の提出が認められないので、所得税法上の「公的年金等の控除」は、確定申告時に他の公的年金等と合算して適用されます。 ・毎年1月中旬頃に、当基金より、確定申告の対象となる年金の支払いについて「公的年金等の源泉徴収票」を送付いたしますので、必ず確定申告を行い、税額の精算を行ってください。
老齢給付金 (一時金)	退職所得 (※)	源泉徴収税額は所得税法および地方税法に基づき算出します。	支払時に、退職所得の源泉徴収票が送付されます。 (原則、確定申告は必要ありません。)
遺族給付金 (一時金)	相続税	源泉徴収はありません。	支払額が相続税の課税対象額となります。

(※) 但し、退職を伴わない一時金支払、および将来の年金の一部に代えての一時金支払の場合は、「一時所得」となり、源泉徴収はありません。確定申告を行って、税額の精算を行ってください。

## 4. 年金受給中に必要な手続き

### (1) 確定申告を行うとき

1年間（1月1日から12月31日まで）に受取った年金について、翌年の2月16日から3月15日の間に所轄の税務署へ「確定申告」を行う必要があります。確定申告の対象となるお支払いについては、当基金から「公的年金等の源泉徴収票」を送付いたしますので、ご参照の上「確定申告書」に記入ください。

この確定申告により源泉徴収されていた税金が還付または追加徴収され、税金額の過不足が調整されることになります。

詳しくは、当基金または最寄りの税務署にご照会ください。

また、紛失した場合、再交付できますが、交付に日数を要しますので、お早めにご連絡ください。

#### ★確定申告に必要な書類

書類名	書類の請求先	提出先
確定申告書	税務署	税務署
公的年金等の源泉徴収票	当基金から送付	

### (2) 年金証書を紛失・破損されたとき

下記の書類を当基金へご提出ください。（破損の場合は、破損した年金証書を添付ください。）

#### ★手続き書類

書類名	提出先
様式B-1 年金受取人諸変更通知書兼年金証書再発行請求書	当基金

### (3) 住所・氏名・受取方法等を変更するとき

変更する内容に応じて、次表の書類を当基金へ提出ください。

#### ★手続き書類

変更内容	書類名	書類の請求先	提出先
金融機関の変更	様式 B-1 年金受取人諸変更 通知書兼年金証書再発行請求 書	HP内または当 基金	当基金
住所の変更	様式 B-1 年金受取人諸変更 通知書兼年金証書再発行請求 書	HP内または当 基金	
氏名の変更	様式 B-1 年金受取人諸変更 通知書兼年金証書再発行請求 書	HP内または当 基金	
	氏名の変更に関する市町村長 の証明書または戸籍抄本	市区町村役場	
	年金証書 (※)		

(※) 年金証書を紛失された場合は、年金証書の再発行手続きもあわせて行ってください。

### (4) 現況届について

保証期間のない年金または保証期間経過後に年金をお支払いする場合は、受取人が現況確認日時点で生存されていることを当基金が確認した上で支払われます。

年1回、企業年金ビジネスサービス(株)から誕生月の前月末までに送付する「現況届」に記載の手続きを行ったうえ、現況届に記載の締切日までに当基金に提出ください。

現況届は、期限までに提出されなかった場合年金の支払いが一時差止めになります。その後提出をすれば、差止められた分が遡及して支給されます。

## 5. 受給権者が亡くなられたとき

受給権者（受給中の方および受給繰下げ中の方）が亡くなられたときは、速やかに基金事務局にご連絡をお願いします。

死亡請求に伴う必要書類をご遺族宛に送付いたします。

## 6. 年金の受給に代えて一時払を希望されるとき

保証期間部分の年金の受給に代えて一時払を希望される場合は、次の書類を当基金に提出ください。

### ★手続き書類

変更内容	書類名	書類の請求先	提出先
年金の受給に代えて一時払を希望するとき	年金証書		当基金
	退職所得の受給に関する申告書（※）	当基金	
	退職所得の源泉徴収票（※）	事業主（会社）から退職金を受けた際に交付済	
	様式 B-4 年金一時払請求書（年金受給中）	HP内または当基金	

（※）所得区分が退職所得となる場合、退職所得控除の適用をうけるために必要となります。所得区分については当基金にご照会ください。